

一般財団法人 松山市学校給食会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人松山市学校給食会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、松山市立小中学校等で教育活動の一環として行われる学校給食の円滑な実施、運営及び発展に寄与し、学校給食を通じた食育及び地産地消の推進により、児童生徒の健全な心身の発達と豊かな食生活の実現を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学校給食用物資の安定的な調達と配給に関する事業
- (2) 学校給食用物資の安全確保及び衛生管理に関する事業
- (3) 学校給食を通じた食育及び地産地消の推進に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の拠出)

第5条 この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、別表のとおりとする。

(財産の種類)

第6条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

- 2 基本財産は前条で定めるもののほか、評議員会で基本財産に繰り入れることを決議した財産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は会長が行うものとし、財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、やむを得ない理由によりその一部を処分又は担保に供するとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において決議に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 評議員

(評議員)

第13条 この法人に、評議員3名以上9名以内を置く。

(選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の残存期間と同一とする。

3 評議員は第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した

後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第16条 評議員に対して、各事業年度の総額が120,000円を超えない範囲で、評議員会において、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、評議員に通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から互選により選出する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議に特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した当該評議員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議に特別の利害関係を有する評議員を除く

評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案の決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項各号に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(決議の省略)

第23条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員の中から選任した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者与其他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成す

る。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、前項の報告をするため、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第25条第1項各号に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として、支給することができる。

(責任の一部免除)

第32条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)が職務を行うにつき善意であり、かつ、重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長の選定及び解職
(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。
(決議)

第37条 理事会の決議は、決議に特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。
- 3 会長が欠けたとき又は事故があるときは、出席した理事及び監事の全員が、第1項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この法人の目的及び事業並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。
(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、法人成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立者は、次に掲げる者とする。
設立者 松山市二番町四丁目7番地2
松山市 松山市長 野 志 克 仁
- 3 この法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりとする。
愛媛県松山市三番町6丁目6番地1
- 4 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日から令和5年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、設立者が選任する。
- 6 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・金額
預金	伊予銀行 金3,000,000円

以上、一般財団法人松山市学校給食会設立のため、本定款を作成し、設立者が押印する。なお、この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他法令によるものとする。

令和3年12月2日

設立者 松山市二番町四丁目7番地2
松山市 松山市長 野 志 克 仁